

2019 年度事業計画

事業実施方針

平成 31 年 2 月、大分県と大分市の共同で大分市廻栖野（めぐすの）に「おおいた動物愛護センター」が開設された。同センターは、「人と動物が愛情豊に安心して暮らせる社会の実現に向けて」をコンセプトに、①責任ある飼育の指導と啓発、②動物福祉の教育と共生意識の醸成、③収容犬・猫の返還や譲渡、④災害等緊急時、被災動物の避難救護活動拠点などの 4 項目を運営の大きな柱としている。今後、動物愛護の拠点としての役割が大いに期待されているところである。

こうした中、当会においては、県からの委託により、動物愛護センター業務支援事業として動物の飼養相談や苦情等に対応しての適正飼養指導や犬、猫の引取り・運搬業務、係留されていない犬の捕獲、さらに譲渡用犬・猫の不妊・去勢手術への助言・指導（平成 31 年 1 月から実施）などに取り組み、もって、県民の生命倫理の高揚を図るとともに、動物福祉に関する知識の普及や動物愛護精神の啓発などを通じ、人と動物のより良い共存社会の構築をおおいた動物愛護センターと歩調を合わせながら推進していくこととしている。

なお、動物愛護ボランティア育成事業及び動物愛護推進員等活動支援事業については、おおいた動物愛護センターに事業が移管されることに伴い、平成 30 年度をもって事業を終了することとした。特に、平成 15 年から取組んできた動物愛護ボランティア育成事業については、これまでに 125 名の動物愛護ボランティアを養成するなど、本県の動物愛護シーンにおいて重要な役割を果たしてきた。これらの取組みの成果がおおいた動物愛護センター創設に向けての大きな推進力にもなったものと考えている。

一方、家畜衛生においては、国内における豚コレラのまん延が危惧されており、迅速かつ適確な防疫対応の実施が望まれている。さらに、口蹄疫やアフリカ豚コレラをはじめとする重篤な家畜伝染病が周辺諸国で断続的に発生しており、国内への侵入リスクは依然として高い状態にある。

このような状況の中で、国民生活の安全と安心を守り、畜産の振興とその持続的発展を図る上で、家畜の保健衛生の向上、食の安全性の確保や人と動物の共通感染症に対する不断の備えが一層強く求められている。

また、これまで実施してきた「希少野生動物保護支援事業（旧ヤマネコ保護活動支援事業）」を終了し、平成 31 年度から大規模災害の発生に備えた体制作りを行うため、「災害時動物救護体制支援事業」に取り組む。本事業は九州地区全域で、大規模災害に備える体制作りを目指すものであり、当会員の中から九州 VMAT（災害時派遣獣医療チーム）隊員を養成するとともに講習会等を開催し会員の理解と知識の深化を図り、大規模災害の発生に際しては動物の保護・救出に止まらず、避難所やシェルターにおける動物の健康管理や人と動物との関係を円滑にするなど、期待される専門技術者としての高度な活動に答えるためのものである。

このように、獣医師に対する期待が高まると同時に社会的な責任も年々大きくなっており、

公益目的事業の着実な推進、効果的な普及啓発、効率的な会計処理等について一層充実した事業の展開並びに組織の運営に努めることが必要である。

また、会員各位が社会的使命感や責務を理解・認識・共有し、質の高い獣医療を提供するため、さらに自己研鑽を積み、狂犬病予防事業をはじめ動物愛護・保護活動に積極的に取り組むとともに、地域社会に甚大な被害をもたらす家畜伝染病の防疫対応について、疾病の侵入防止、まん延防止を図るため農場での徹底した衛生対策指導や情報提供等に務める。

I. 公益目的事業

公1 人と動物の共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業

本事業は、人と動物の共通感染症の発生を予防し、動物の正しい飼い方等の普及啓発や動物愛護精神の高揚を通じ、公衆衛生の向上や人と動物が安心して暮らせる社会環境を整えとともに、家畜の伝染病や食中毒等を予防し、安全・安心な畜産物の生産・供給をすることにより、県民の食生活の向上に寄与することを目的に、次の事業を実施する。

1. 公衆衛生の向上に関する事業

(1) 狂犬病予防事業

人と動物の共通感染症である狂犬病は、日本では発生がないものの、未だ世界では多くの方が命を奪われており、罹患した犬等に咬まれて発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気である。

本事業は、厚生労働省局長通達に基づき、県・市町村・獣医師会が連携し、市及び町村の代表者と獣医師会の覚書により、集合注射及び個別注射等の予防対策に係る事務の推進を図るとともに、予防注射を受けた犬にアナフィラキシー等による事故が起きた場合、事故対策準備金により見舞金治療費等を交付する。

また、ホームページ等を活用し狂犬病を含めた人畜共通感染症の予防及び正しい知識の普及啓発に努める。

2. 動物の愛護・保護活動事業

家庭で飼育する動物が増加する中、その習性や正しい飼い方、愛護や保護精神の高揚や普及啓発を図る。

(1) 動物愛護支援事業

犬及び猫の譲渡者や県民を対象に、講習会等を実施し地域社会の健全な発展を図るとともに、技術的な支援を行う。

①譲渡犬・譲渡猫支援事業

おおいた動物愛護センター並びに北部及び西部保健所で譲渡された犬・猫の無料健康診断、避妊・去勢手術の助成、飼育講習会等の実施。

②市民公開講座

県民を対象に動物愛護の意識啓発や高揚を図るため、専門家による講習会を開催す

る。

(2) 動物愛護管理推進事業

1) 優良な飼い主育成事業

ア 動物愛護フェスティバル事業

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定される動物愛護週間行事の一環として、広く県民の間に動物愛護と適正飼養についての理解と関心を深めることを目的に大分県及び大分市と共催し、長寿犬、長寿猫の表彰及び動物なんでも相談などを実施する。

イ 糞放置防止啓発事業

糞の適切な処理に関する啓発活動としてクリーン運動、清掃活動の実施

(3) 鳥獣110番救護所設置事業

県の委託により、指定動物病院において傷病野生鳥獣の保護及び救護を行い、当該野生鳥獣の野生復帰を図ることにより、生物多様性の保全並びに県民に対する鳥獣保護思想の普及啓発を推進する。

(4) 動物保護支援活動（災害時動物救護体制支援事業）

大規模災害や多くの傷病動物が発生した事故などの現場で、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた獣医療チーム

（VMAT）を各県で創設し県境を越える大災害等に備える体制を九州地区全体で構築するため、災害時動物救護体制支援事業に取り組む。

VMAT（災害時派遣獣医療チーム）の主な任務は、災害時に人命救助を妨げない範囲で初期の動物の保護・救出、情報収集などにあたりるとともに、避難所やシェルターにおける動物の健康管理や人と動物との関係を円滑にすることなどである。

VMAT 隊員は、福岡県で開催される「VMAT 隊員認定講習会」を受講し、認定試験に合格した者を会長が任命する。この隊員による講習会等を開催し、災害に対する体制整備を図る。

3. 動物愛護センター業務支援事業（適正飼養等推進事業）

都市化の進展や核家族化、人の生活における伴侶動物の重要性が高まっている一方で、犬・猫の飼育に関連した問題も多く、特に不適切な餌付けや多頭飼育に起因する生活環境の保全上の支障が発生しており、適切な対策の実施が求められている。本県においても、特に平成22年度以降、猫の苦情相談件数の増加が著しい。この背景には、猫の飼い主が屋内飼育や不妊措置等の責任を適切に果たしていないことや、猫への恣意的な餌やり行為により飼い主のいない猫が繁殖し、糞尿による悪臭、庭や畑荒らし等の問題を引き起こしている状況がある。また、犬においても毎年、咬傷事故や鳴き声等に起因する住民トラブルが発生している。

このような状況を鑑み、大分県から委託を受け、県民からの動物に関する飼養相談や苦情への対応等以下の業務を実施し、県民の生命倫理の高揚を図るとともに動物福祉に

関する知識の普及や動物愛護精神の啓発等により人と動物のより良い共存社会の構築を推進する。

(1) 動物飼養相談・苦情対応業務

犬や猫などの動物に関する県民からの相談・苦情を窓口や電話で受け付け、必要に応じて現地調査を行うなど相談者や飼い主等に適正飼養の指導を行う。

(2) 犬及び猫の引取り・運搬・収容等の業務

動物愛護センター及び保健所で犬及び猫を引き取り（保健所で引き取ったものはセンターへ運搬）、収容する。収容までに、必要に応じて応急措置を行う。また、飼い主に対し適正な飼養管理についての啓発指導を行う。返還手続きを済ませた犬及び猫について、飼い主等に返還する（保健所までの運搬も行う）。また、引取り時に手数料を、返還時には返還に要する費用等（えさ代など）を徴収する。

犬については、係留されていないものの捕獲も行う。

(3) 譲渡に関する補助業務

1) 譲渡用が決まった犬及び猫の運動や日光浴

2) 譲渡用犬及び譲渡用猫のワクチン接種、去勢・不妊手術、健康管理、トリミング等の補助作業

3) 去勢不妊手術の助言

4) 譲渡希望者の飼養適正審査補助並びに譲渡用犬及び譲渡用猫と譲渡希望者相性の審査補助

5) 譲渡後の犬及び猫の飼養管理についての追跡調査補助

(4) 咬傷事故対応補助業務

動物愛護センターが主として行う、被害者からの事故内容の聞き取りや原因調査のため、犬の保定や現場等の写真を撮影するなどの補助業務を行う。また、事故後1～2週間間に狂犬病に罹患していないかの健康観察の補助を行う。

(5) 負傷動物（犬及び猫以外を含む）に関する業務

一般県民等からの負傷動物の通報があった場合に、現地に回収に行き、センターで収容する。収容までの間、必要であれば応急措置を行う。

(6) 狂犬病対策に関する補助業務

動物愛護センターが行う、狂犬病発生時の机上訓練、収容している犬への狂犬病検査、狂犬病に罹患した犬の処分の補助を行う。

4. 補助犬支援事業

補助犬の感染症の予防と健康保持を図ることにより、視覚障害者の社会参加を促進する目的で補助犬の狂犬病ワクチンや診療費の一部を助成する。

5. 安全な畜産物の生産・供給に関する事業

畜産農家の家畜伝染病予防や衛生管理の向上及び損耗防止対策等を指導することによ

り、畜産の振興並びに安全で安心な畜産物の生産・供給を図り、県民の食生活の向上に寄与する。

(1) 畜産振興事業

①家畜伝染病を予防し、安全・安心な畜産物の生産・供給や商品性の向上を目的として畜産協会が実施する自衛防疫事業及び特定疾病予防接種推進事業に協力する。

②畜産共進会における表彰

畜産関係団体が開催する畜産共進会において選考された優秀な家畜に対し表彰し、家畜の改良増殖を通じ畜産の振興・発展を図る。

(2) 要指示医薬品適正使用指導事業

安全・安心な畜産物を消費者に供給するため要指示医薬品の円滑な流通と適正使用を図るため、動物薬事に関する研修会の開催などを行い、要指示医薬品指示書発行指定獣医師の指導を実施する。

公2 獣医事及び学術の向上を目的とする事業

本会会員は、その使命と責務の重大さを認識し、人と動物の共通感染症と動物特有の感染症の発生防止を通じて、人と動物が共生できる社会をつくることが期待されており、さらなる獣医学術の研鑽と獣医療技術の向上及び獣医事普及を図ることを目的に、次の事業を実施する。

(1) 獣医学術学会事業及び地区大会事業

獣医療業務の推進、研修や畜産の振興、獣医公衆衛生の発展に寄与することを目的に開催する獣医学術九州地区学会並びに、獣医事の向上及びその普及、啓発や人材育成等を目的に同時開催する地区獣医師大会を、九州各県及び北九州市獣医師会と共催する。

(2) 講習会、研修会の開催

会員の学術の研鑽と獣医療技術の向上並びに畜産の振興、公衆衛生の向上、動物愛護及び社会福祉の向上等を目的に各種講習会、研修会等を開催する。

(3) 日本獣医師会が実施する獣医師生涯研修事業への協力

獣医師専門職の人材育成及び質の確保と、最新の獣医療情報、知識・技術を修得するため日本獣医師会が開催する研修会、講習会等へ協力する。

(4) 獣医師会報の発刊

獣医・畜産学術の水準を高め、会員相互の切磋に資し、獣医畜産や公衆衛生及びその他学術の振興に貢献するとともに、本会発展のための機関誌を発行する。

II その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

1. 会員の互助・福利厚生

獣医師総合福祉生命共済、獣医師賠償共済等の会員の福利向上のため各種保険への加入
推進

2. 会員の表彰

①功労者表彰規程による大分県獣医師会長表彰。

②九州地区獣医師会連合会長表彰等への推薦。

③日本獣医師会長表彰・感謝状への推薦。

3. 会員の慶弔見舞

慶弔見舞金規程による会員及び家族等への慶弔見舞

4. 獣医療証明書様式等頒布事業

獣医師法、獣医療法、動物薬事法等で診療等の際に交付が義務付けられている証明書等の様式について、統一した様式を頒布する。

Ⅲ その他本会の発展に係る事業の推進

1. 獣医師倫理の高揚と会員の融和と協調

2. 要請活動の推進

3. 各種情報の提供と出版物等の斡旋

4. 行政庁、関係団体が実施する事業への協力

5. その他本会の発展に係る事業の推進